

生食衛発 1127 第 1 号  
平成 27 年 11 月 27 日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

### 旅館業法の遵守の徹底について

平成 26 年 7 月 10 日付け当職通知「旅館業法の遵守の徹底について」において、自宅等の建物を活用する場合においても宿泊料と見なすことができる対価を得て人を宿泊させる業を営む者については、旅館業法第 3 条の許可を取得する必要がある旨をお示しするとともに、同法の遵守についての周知徹底及び事業者への指導徹底を求めているところですが、今般、本通知に基づく各自治体における対応状況等について、本年 7 月に依頼したフォローアップ調査の結果を取りまとめましたので、情報提供いたします。（別添 1）

貴職におかれましては、本調査結果においてお示しした「旅館業法の無許可営業者に対する指導（等）事例」なども参考にさせていただき、悪質な事例や住民とのトラブル事例が発生していることなどを踏まえ、引き続き、関係機関とも必要な連携を図りながら、適切な指導等に努めていただくとともに、旅館業法に関する正しい情報の発信等に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

特に、最近では、マンション等の共同住宅を使用した事例として、騒音、ごみ捨てなどに関する住民トラブルのほか、マンション管理規約に違反した住宅以外の目的の使用や、賃貸借契約に違反した目的外使用・無断転貸などの問題も生じており、旅館業法の許可の取扱いに当たっては、管理規約等を踏まえた適正な使用権原の有無等についても留意した対応をお願いいたします。

また、自宅等の建物を活用した宿泊サービスの提供に関し、旅館業法との関係を整理した Q & A をとりまとめたものを併せて送付いたしますので、適宜、ご活用下さい。（別添 2）

なお、自宅等の建物を活用したいいわゆる「民泊サービス」のあり方については、「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る（平成 27 年検討開始、平成 28 年結論）」とされたところであり、厚生労働省及び観光庁においては、今般、「民泊サービス」のあり方に関する検討会を開催し、検討を開始したところです。今後、同検討会における検討結果を踏まえ、必要な措置を講じる予定であることを申し添えます。